

公益社団法人 守口市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人守口市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を大阪府守口市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
 - (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
 - (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
 - (4) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
 - (5) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び第1号訪問事業
 - (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害福祉サービス事業
 - (7) 前6号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
 - (8) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業については、大阪府において行うものとする。

(平成29年5月一部改正)

(令和元年5月一部改正)

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得たものとする。

ア 守口市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事長の承認を得た者

(3) 賛助会員 守口市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので、理事長の承認を得たもの

(入会)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認をしたときは遅滞無く理事会に報告し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(3) 会費を当該年度内に納入しなかったとき

(4) 除名されたとき

(5) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき

(令和元年5月一部改正)

(令和3年5月一部改正)

(退会)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会

員に対し、総会の1週間前までに、その理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則等に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員、特別会員及び賛助会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又は支給基準
- (3) 役員の本センターに対する賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員及び特別会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以

内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面でもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(電子提供措置)

第16条 センターは、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、一般社団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の決議（可否同数のときを除く。）の場合において、議長は、正会員及び特別会員として議決に加わることはできない。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上13名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、常務理事については理事会の決議によって1名を置くことができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) センターの業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。

(解任)

第28条 役員は、総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第31条 センターは、役員の一社団法人法第111条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、改正及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(6) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第5号により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段で監事が理事会を招集する場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に規定する理事又は監事からの理事会の招集請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第42条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 センターの事業計画及び収支予算等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録については、毎事業年度3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 センターは、第1項の定時総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第45条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 削除

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第49条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとする

るときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項の以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。
(合併等)

第47条の2 センターは、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であつて、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般財団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。
(解散)

第48条 センターは、一般社団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であつて、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の多数の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により、国もしくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国もしくは地方公共団体又は公益認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 諮問委員会

(諮問委員会)

第51条 理事会の決議により、センターに諮問委員会を置くことができる。

2 諮問委員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。

3 諮問委員会は、必要に応じ理事長が招集する。

4 諮問委員会は、諮問委員10名以内をもって構成する。

5 諮問委員は、高齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱し、その任期は2年とする。

6 諮問委員は、無報酬とする。ただし、職務の遂行に伴い発生する旅費等の費用については支給する。

第9章 事務局

(事務局)

第52条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 第52条の2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員の報酬等の規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、別に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第54条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの代表理事は、今井幸哉及び大西重一、業務執行理事は砂原廣治と、その他の理事及び監事は、次のとおりとする。
理事 柴田幸一、瀬尾克之、松布仁志、松本均、山下清子、山田俊彦、山本輝志、米田洋子
監事 金崎正明、俊成正晴
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を

行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行前の定款の規定に基づき評議員であった者は、この定款第50条の規定による諮問委員と読み替えて適用する。

5 この定款は、平成24年5月25日から施行する。

6 この定款は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年5月27日から施行する。ただし、平成30年3月31日まで第4条第5号の規定に加え、介護予防訪問介護事業を行うものとする。

附 則

この定款は、令和元年5月26日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年5月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年5月31日から施行する。